

議案第97号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の概要

資料2 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し  
(法律改正に関する国土交通省資料)

## 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の概要

令和4年5月20日に公布された第12次地方分権一括法(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)により、災害時に設置する応急仮設建築物等について、これまでは最大で2年3か月まで存続させることが可能でしたが、これをさらに1年ごとに存続期間を延長することが可能となる建築基準法の改正が行われました。

新設された許可制度は、災害対応を目的とした建築物を対象としているため、許可手数料は徴収しませんが、建築基準法において許可条項が追加されたことにより項ずれが生じたため、それを反映させるべく手数料条例の一部を改正しようとするものです。

### 1. 法律改正の概要

近年の災害の頻発化・激甚化などに伴い、恒久的な建築物の設置を2年3か月以内に終わることが困難な場合があることから、災害時に設置する応急仮設建築物について、様々な状況に応じた対応を可能とし、円滑な災害復旧・災害復興ができるよう、特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ公益上やむを得ないと認める場合に、1年ごとに存続期間を延長することが可能となりました。【資料2(法律改正の概要)を参照。】

#### 建築基準法において追加された許可条項

##### ○第85条第5項

応急仮設建築物として新築されたものの存続期間を、さらに1年延長する許可

##### ○第87条の3第5項

既存建物を一時的に用途を変更して、応急仮設建築物として使用していたものの存続期間を、さらに1年延長する許可

## 2. 条例改正の内容

この度新設された許可制度は、災害対応を目的とした建築物を対象としているため、許可手数料は徴収しないこととします。そのため、条例において新たに追加する項目はありません。

ただし、根拠法である建築基準法において許可条項が追加されたことにより、それ以降の条項に項ずれが生じたため、それを反映させるべく、以下のように手数料条例の改正を行います。

### (52) 仮設興行場等建築許可申請手数料

#### ○第85条第5項 → 第6項

仮設店舗や仮設事務所等の一般的なものを新築する場合の許可

【例】マンションのモデルルームや販売事務所（存続期間：1年）、

既存建物の建替え期間中に必要な仮設店舗（存続期間：建替え完了までの期間）

#### ○第85条第6項 → 第7項

1年を超えて使用する特別の理由があると認められる仮設建築物を新築する場合の許可

【例】オリンピックの観客施設、万博のパビリオン（存続期間：必要と認められる期間）

### (64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可申請手数料

#### ○第87条の3第5項 → 第6項

既存建物を一時的に用途を変更して、仮設店舗や仮設事務所等として使用する場合の許可

#### ○第87条の3第6項 → 第7項

1年を超えて使用する特別の理由があるとして、一時的に既存建物の用途を変更する場合の許可

## 3. 施行期日

公布の日からとします。

# 応急仮設建築物の存続期間の延長を可能とする見直し (建築基準法)

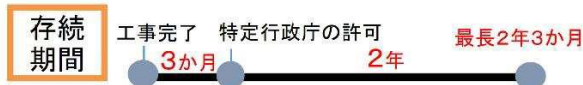
資料2 (法律改正の概要)

( 施行日: 公布の日から1月を超えない範囲内で政令で定める日 )

改正前

## 建築基準法

- **応急仮設建築物**は、  
応急の必要性の観点から、恒久的な建築物と異なり、建築基準法令の規定のうち、建築確認申請の**手続や構造・規模に係る規定等の適用が除外されている一方、その存続期間は、最長2年3か月**(工事完了から3か月+特定行政庁の許可により2年)とされている。



## 支障

- 近年、災害の頻発化・激甚化等に伴い、仮設の庁舎や医療施設等の**応急仮設建築物に代わる恒久的な建築物の設置や建築基準に適合させる改修を2年3か月以内に終わることが困難**となる場合がある。



改正後

- 応急仮設建築物の存続期間について、**特定行政庁が、安全上、防火上、衛生上支障なく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合には、2年3か月を超えて、1年ごとに存続期間を延長することを可能とする。**



## 効果

- 地域の災害の状況に応じた対応が可能となるなど、**円滑な災害復旧・復興等に資する。**

